

平成29年10月1日

各中学校校長様

桜の聖母学院高等学校
校長 川田 紀美子

東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所の事故に関わる
被災・避難生徒のための「3.11奨学資金」について（周知依頼）

仲秋の候、皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。本校教育につきましては、日頃より格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本校では、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により避難を余儀なくされた生徒に対する支援として、「3.11奨学資金」を設立し、現在中高合わせて9名の生徒の授業料等の教育支援を行なっております。

つきましては、平成30年度入学者においても下記の支援をしてまいりますので、本校受験希望者、入学希望者に対し、広く周知いただきますようお願いいたします。

なお、入学検定料につきましては、下記の項目に該当する生徒については、中学校校長許可のもと「入学検定料免除」を申請していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 入学検定料（受験料）の免除

願書提出時に、「入学検定料免除申請書」をご提出ください。（別紙）
（対象生徒）

H29.4.1 現在で次に指定された地域の住民で避難している家庭の生徒

- ①帰還困難区域
- ②居住制限区域
- ③避難指示解除準備区域

2. 入学金、施設充実費、授業料等の減免による経済的支援

東日本大震災に伴う桜の聖母学院中学・高等学校の「3.11奨学資金」に関する規定によります。（入学手続きと同時に申請していただき、審査後に決定します。）

3. 桜の聖母学院中学・高等学校「3.11奨学資金」の手続き

入学前のオリエンテーションで「3.11奨学資金 申請書」を配付します。入学式当日に担任に提出してください。審査のうえ、支援額を決定します。

なお、支援期間は1年間（1年毎に審査します）とします。この奨学金は原則として返済の義務はありません。

（申請書類）

- ①東日本大震災に伴う桜の聖母学院中学・高等学校「3.11奨学資金 申請書」（本校指定）
- ②罹災証明書または被災証明書（コピー可）

（担当：副校長 落合 024-535-3141）